

教育委員会月報

昭和45年10月号 (No. 242)

○教師の在り方について(一)

○人口急増市町村の小中学校用地取得費
について

○飛鳥・藤原地域の保存について

○教職員にかかる係争中の争訟事件等の
係属状況等について

教師のあり方について(一).....下程 勇吉(四)

人口急増市町村の小・中学校
用地取得費について.....松浦泰次郎(二二)

飛鳥・藤原地域の保存に
ついて.....古村 澄一(二八)

想
随
「職業教育」雑感.....塩谷 敏幸(二四)
「日 新」.....井内慶次郎(二六)

>>講座<<

講座・学校管理問答(6)
職 員 会 議.....(二八)

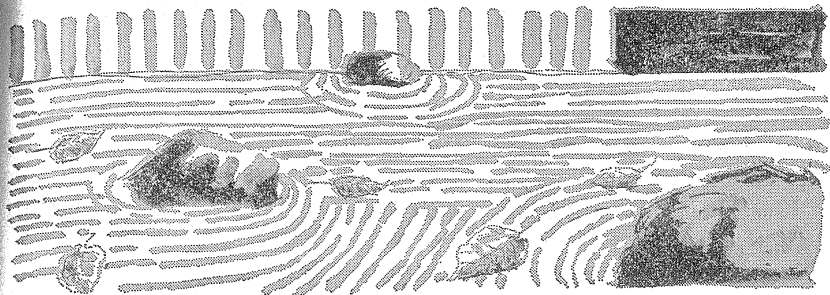
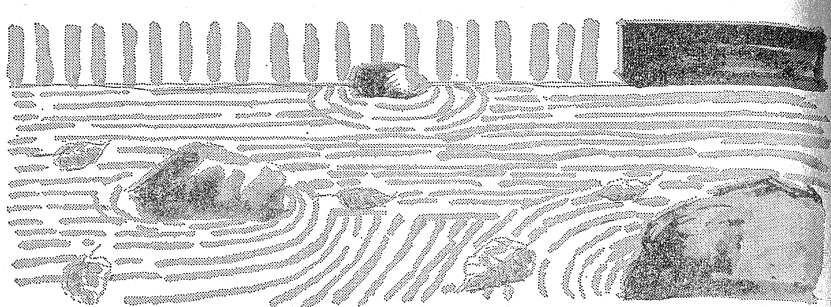
★調査★

教職員にかかる係争中の争訟
事件等の係属状況等について.....小野寺邦男(三四)

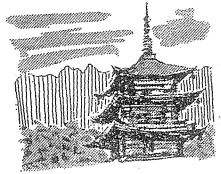
資 料

国家公務員の労働問題に関する
人事院の判定要旨.....(七六)
女子教職員の産前産後休暇期間について.....(七九)

新教育長紹介.....(七五)



飛鳥・藤原地域の保存について



文化庁記念物課長

古村澄一

一 飛鳥・藤原の保存がなぜ必要か

奈良盆地の南部、北は耳成山、天香具山、畝傍山のいわゆる大和三山にかざられ、東は多武峯から南へ南洲山にかこまれた地域が飛鳥といわれるところである。甘藷丘に立つてこの地方を眺望すると、古代政治の中心となった飛鳥の各宮跡や寺跡あを眺めると、大和三山にかこまれた藤原宮跡、万葉集にうたわれた飛鳥川の流れなどが今日もなお豊かに息づき、当時をしのばせる姿で保存されていることは、実に感慨深いものがある。

この地は、いわゆる飛鳥、白鳳時代、すなわち六世紀の末から八世紀の初頭にわたる歴史の舞台であり、おおくの宮居が営まれたところである。歴史の書によれば、この地方に都をおいた最初の天皇は第十九代允恭天皇であり、その後、第二十三代

である。わが国において、重要な遺跡がこれほどの密度をもつて一地区に集中しているところは、飛鳥、藤原の地において他には見られない。

しかも、今日遺る自然的、歴史的景観は、かつて万葉集にうたわれた風土をいまだに数多く残しており、国民の心の故郷といわれるゆえんもまたここにあるのである。

飛鳥、藤原地域内にある遺跡は別表のとおりであるが、そのうち文化財保護法による史跡あるいは特別史跡として指定されているものは僅かに十五件を数えるのみで、とくに重要な遺跡である宮跡については、藤原宮跡以外の宮跡については全く指定が行なわれていない。この地域の歴史的重要性からみれば、きわめて不十分なものと言わざるを得ないであろう。

未指定ではあるが、大化の改新の中心舞台であったといわれる飛鳥板蓋宮跡（皇極、斉明の宮殿跡）にしても、昭和三十四年、奈良国立文化財研究所によって回廊状の建物、石敷の跡が発見されて以来、奈良県教育委員会によって調査を進められていたが、規模からみて宮殿跡であることは疑いのないこととはされながらも、宮域全体についての調査が完了していないため、史跡としての指定がなされていない。また、推古天皇の宮殿といわれる小治田宮跡にしても、今春から奈良国立文化財研究所によって発掘調査が行なわれ、そこからの出土品や石敷の

顕宗、第二十六代継体、第二十八代宣化、第三十一代用明、第三十三代推古、第三十四代舒明、第三十五代皇極、第三十七代斉明、第四十代天武、第四十一代持統、第四十二代文武、までの間、大和朝廷は一時期には飛鳥の地をはなれることはあっても、一、二代の後にはまた飛鳥にもどってくるといったようにまさに、この時代の歴史の中心をなしたのである。

この時代に、わが国は、仏教をはじめとする大陸文化を受け入れ、聖徳太子の施政、大化の改新、壬申の乱を経て、大宝律令の制定に象徴される律令国家の基礎をきづいたのである。したがって、この地域には、わが国の古代史の解明に必要な数多くの遺跡が残されている。

これらの遺跡は、別図に示すとおり、南北六キロ、東西三キロの狭小な地域内にたがいに境を接して、重なり合って存在し跡からも宮殿跡であろうと推定されながらも史跡指定にまでいたっていない。

このように、重要な遺構を発見したからには、文献や古文書等によってその他の性格をきわめ、早急に史跡に指定する必要がある。もちろん、細部については、発掘調査を必要とするものもあるであろう。

重要遺跡を史跡として指定して保護し活用するためには、調査に相当の日時を要するとともに、史跡を現在のような周囲の自然的歴史的景観の中に保存するには、指定による方法だけでは不十分である。

しかし、この地域に対する開発の波はすぐそこまできているのである。

すなわち、藤原宮跡の北部（未指定地）をよこぎって計画された国道百六十五号線バイパスは、世論の反対と、奈良県教育委員会の発掘調査の結果により路線を宮域外に変更したが、ひきつづき藤原宮の西側をかすめる橿原大路線の建設など道路網の整備が計画されており、その完成に伴ってこの地区の宅地化が促進されることは明らかである。また、大阪中心部への通勤時間が四十分～五十分の圏内にあるため、外からの移住者が急

増し、早晚、宅地化の波が急激に押し寄せることも当然に予想されることである。

したがって、これらの状況に対処して、飛鳥・藤原地域をいかにして保存するかが緊急の課題となるわけである。

二 どのように保存するか

この重要な地方をいかにして守るかは、つとに各方面で論議されてきたところであるが、最近にいたって「飛鳥古京を守る会」が文化人の手によって結成され、また、国会議員の間にも「飛鳥古京を守る議員連盟」が結成されるなど、その動きは急速に活発となってきた。とくに、先般、佐藤総理、坂田文相等がこの地方を視察され、飛鳥・藤原地方の保存に対して本格的に取り組むこととなった。

七月十四日に文部大臣は文化財保護審議会（文部大臣、文化庁長官の諮問機関）に対して「飛鳥・藤原地域における文化財の保存、活用のための基本方策」を諮問した。

七月十六日には、内閣総理大臣は歴史的風土審議会（内閣総理大臣の諮問機関）に対して「飛鳥地方における地域住民の生活と調和した歴史的風土の保存のための方策」を諮問した。

文化財保護審議会は、この地方の遺跡をいかにして保存し、また国民に活用させるかという観点から、また、歴史的風土審

事業を進めるとともに、地域内の住民が保存に対して積極的に協力できるような措置をとるべきことを述べている。

(2) 保存の対象とする区域としては、北は藤原宮跡、天香具山から、南は檜前、稲淵に至る区域とする。

(3) 保存の方法としては、まず、保存対象区域を遺跡（宮跡、社寺跡、古墳、陵墓、由緒地等）の所在する「遺跡保存地区」とそれを取りまく環境を保全する「環境保全地区」に区分する。遺跡保存地区については、地下遺構を含めた地区全体に現状変更規制ができるよう措置し、重要な部分については国でこれを買上げる。環境保全地区については、歴史的、自然的景観をそこなうような現状変更を規制し、必要がある場合は、国で土地の買上げをできるようにする。また、この地域には、約六千人に及ぶ住民が生活しているため、人家密集地における現状変更は、遺跡、景観に著しい影響を及ぼさない限り、これを認める。

(4) 整備については、遺跡の発掘調査を進め、遺跡の重要部分について往時をしのび得るような復原的整備を行ない、活用のための資料館、巡歴歩道、案内所等の設置を行なう。

(5) 住民の生活との調和を考慮し、かつ、住民に対して積極的な協力を求めるための措置として、土地の買上げ、買上げ地での農耕を認める措置、資料館等諸施設の設置、建物

議会は、遺跡およびそれを取りまく自然環境を含めた歴史的風土の保存をいかにするかという観点から、それぞれ審議を行なった。

その結果、文化財保護審議会は八月十三日に一応の中間的な意見をまとめ、各方面の意向をきくこととした。歴史的風土審議会は九月十一日に当面の方策として意見をまとめ、内閣総理大臣に答申を行なった。両審議会の意見を比較すると、文化財保護審議会の方は基本的な保存、活用の方策を提案し、そのためには特別な立法措置を必要としているのに対し、歴史的風土審議会は、基本方策ないしは特別立法については今後早急に検討することとし、とりあえず、当面、現行法の有機的活用によって保存することとしている。このことは、両審議会での見解の相違を示すものではなく、一方は根本の方策を、他方は応急の方策を示したもので、両審議会においては、抜本的方策をいかにするかについて、今後、早急に検討すべき課題であるといえよう。

ここで、両審議会の意見の概要を述べてみよう。

(一) 文化財保護審議会の中間まとめの概要

(1) 基本的な考え方として、個々の遺跡だけでなくそれと一体となっている歴史的、自然的景観を含めて保存、活用の対象とし、保存、整備、活用のための総合計画を立案して

の建築について修景上必要な措置に対する経費補助、その他地域に適した産業の奨励、生活改善のための援助等を提案している。

(6) 以上の措置を実施して、これらの地域の遺跡および景観を一体として保存し、整備し、国民による活用をはかるためには、新たな立法措置を講ずることが適当であるとしている。

(二) 歴史的風土審議会の答申（当面の対策）の概要

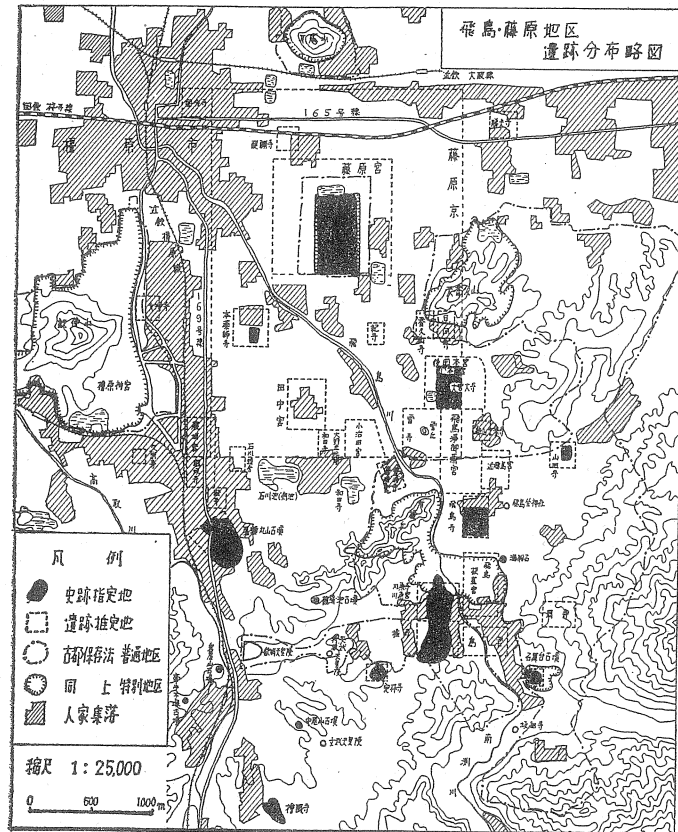
(1) 保存のための方針として、地域住民の生活と調和を図りつつ、地域住民をはじめ広く民間の積極的支持を求めることを述べている。

(2) 対象とする区域は、歴史的風土及びその周辺の自然的景観の一体性を中心として考えることとする。（この区域は、文化財保護審議会の意見としてまとめた区域とほぼ同じ地区である。）

(3) 保存の方法としては、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区の拡張、都市計画法による市街化調整区域の区分決定、風致条例による風致地区の拡張、文化財保護法による史跡の指定を有機的に活用する。

特別立法については、早急に検討する。

別圖



えば、有名な石舞台古墳の現状をみて、これが墳土を除いた方墳であることを理解できる人は何人いるであらうか。整備を行なつて、古墳らしくして理解しやすくする等。)

このように、この地域に遺る重要な文化的遺産を保存し、整

(4) 環境の整備として、道路、河川、歴史資料館、宿泊施設、周遊歩道、総合案内所等の施設を整備し、必要な箇所については都市計画公園を設置することとする。

(5) 保存の目的を達成するため、民間の協力により財団法人を設立し、さらにキメ細かい住民対策が講ぜられるよう配慮する。

以上の両審議会の意見を基礎として、総理府、建設省、文化庁において、それぞれ、当面、四十六年度において実施すべき事業について予算の要求を行ない、関係各省が相協力して、飛鳥・藤原地域の保存のために努力を行なっている。

この地を保存するための措置として、歴史的風土審議会の意見のように現行法の活用を図ることは、当面の応急策として効果のあるものではあるが、遠い将来にわたつての方策としては十全なものとは考えられない。すなわち、六千人に及ぶ住民の生活を考えたとき、保存と住民生活の発展との両者の均衡を保つためには、特別の方策をとるべき必要があるのではないか。

また、日に日に増加しつつあるこの地の訪問者、とくに飛鳥という歴史の故郷、日本人の心のふるさとを求めて訪れる若人達に対して、単なる現状のような田園風景のままで往時をしのばせるよりも、史跡としての整備を行なってより理解しやすい形において活用させた方がよいのは当然のことである。(たと

備し、活用するとともに、この地域の住民生活の改善、進歩を図るためにも、抜本的な方策をとるべき必要があると考える。遺跡などの文化的遺産はただ一日のブルドーザーの活動によってすべてが失なわれるのである。一度失なわれた文化財は、

二度と蘇生しない。後世の人々のためにも、この地域の重要遺跡を保存し、わが国文化の発展の基盤として活用されるような方策を樹立していきたいと考えている。

(ふるむら すみいち)

別表 飛鳥・藤原地区所在遺跡		遺跡の種類	指定等
宮跡	都城跡	藤原宮	特別史跡
社寺跡		山田寺 飛鳥寺 本薬師寺 川原寺 （飛鳥寺瓦 窯を含む） （龜石を 含む）	史跡
その他	由緒地	古墳 石舞台古墳 岩屋山古墳 牽牛子塚古墳 丸山古墳 菖蒲池古墳 中尾山古墳 定林寺 橘寺 （龜石を 含む） 檜隈大内陵（天武・持統） 都塚古墳、檜隈坂合陵 （欽明）檜隈基吉備姫 天皇具山、甘橘丘、雷丘、 飛鳥岡、小墾田、 入鹿首塚、檜隈、南湖川、 金網井、八釣、真神原（具 原）（藤原）、桃原 日向瓦窯、竹野王石塔、 南淵講安先生之墓	その他の遺跡

あとがき

▼一雨ごとに秋の気色が深まりつつある。

去りゆく夏の想い出と迎える秋への歓喜。四季の変化は、人の世の縮図であるかのようだ。

政界の息吹きも、これからしだいに活発になっていくだろう。

「やうやう夜寒になるほど、雁鳴きて来るころ、萩の下葉の色づくほど、わさ田刈り干すなど、とり集めたることは秋のみぞ多かる……」(徒然草)をりふしの移り変はるこそ」。

▼さて、今月の巻頭は、京都大学名誉教授の下程勇吉先生にご執筆願った。

雑多な価値の並存する今日の状況のもとで、「ほんとうの教師は何か」と問われても、即座に答えることは容易でないと思われる。今回の「教師のあり方について」は、「教師として生きることの意

味」を問い直してみようえて、示唆するところが大きいと考える。

なお、この論文は今月から数回にわたって掲載する予定なので、ご期待願いたい。

▼近年、人口急増地域をかかえる市町村においては、校舎等の建築費もさることながら、校地の取得費増に悩まされていることと思う。この問題については国においても強力に対処しようとしているところである。

そこで、管理局助成課の松浦課長には、今年度の概算要求を中心に、文部省の施策について執筆していただいた。

▼古都保存に対する世論の声を背景に、飛鳥・藤原地域の保存行政が進歩している。

そこで、この問題の具体策等について、文化庁の古村記念物課長に解説していただいた。国民の一人として、関心を深めていただきたいと思う。

▼今年度のはじめにお願いした教職員の人事異動、教職員団体の実態、教職員にかかる係争中の争訟事件等の係属状況等の諸調査の集計が終ったので、今月号から順次紹介していきたい。

今月はまず、争訟事件等の係属状況等の調査を掲載したので、今後の行政の参考に供していただきたい。

MEJ 5414 第22巻 第7号 教育委員会月報

省 部 文 権 者 作 著 発 行

印刷者 東京都港区西新橋3丁目6番10号
大日本法令印刷株式会社